

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

代理人意見陳述

（共産党の黨員たる地位は法律上の地位であること）

2025（令和7）年2月20日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 伊藤 建

1 はじめに

本日は、原告の松竹さんが確認を求めている「共産党の黨員たる地位」が、司法審査の対象となる「法律上の地位」であることについてお話しします。「法律上の地位」といえるためには、確認を求めている対象が、事実上の地位ではなく、法律関係に基づく地位でなければなりません。そこで、黨員たる地位に含まれる、契約上及び法律上の地位を明らかにします。

2 入党により綱領と規約に定める契約上の権利義務関係が生じる

(1) まず、被告共産党に入党を希望する者は、全国統一の入党申込書（甲18）に必要事項を記入し、黨員2名の推薦を受け、入党費300円をそえて、共産党に提出することで、入党の申し込みをします（規約（甲3）6条第1文）。これに対し、共産党は、「支部で個別に審査したうえで決定し、地区委員会の承認を受ける」か（同第3文）、「地区委員会以上の指導機関」の決定を受けることで（同第4文）、入党を承認します。

(2) 入党申込書には、「日本共産党の綱領と規約を認めて入党を申し込みます」と書かれています。ですから、入党の申込と承認により、入党希望者と共産党との間で、綱領と規約（甲3）に記載されている契約上の権利義務関係が生じることになります。

3 党費支払い義務

(1) そこで、規約を読んでもみると、党員は、被告に対して、党費を納める義務を負うと定められています（規約4条第2文）。党費を支払わない場合、離党事由のひとつとなります（同10条第4文）。

(2) 党費の金額は、原則として、党費として「実収入の1パーセント」（同46条第1文）です。具体的な計算方法は、規約には定められていませんが、「党費納入袋」（甲19）の裏面には「党費＝{総収入－(所得税＋住民税)}×1%」、「一時金、退職金など臨時収入も対象」、「年金者も給与所得者と同様です」と書かれています。

(3) 党費は、「月別、または一定期間分の前納で納入」（同第2文）しなければなりません。具体的な納付方法は、支部によって異なるようですが、「党費納入袋」（甲19）に入れることで、共産党の支部に納付する方法がとられています（同40条3号第2文）。

(4) このように、党費支払い義務の内容は、極めて具体的かつ明確です。もし、党員が党費の支払いを怠った場合、共産党が党費支払い義務の履行を求める訴訟を提起することができます。こうした訴訟に部分社会論が適用される余地はありません。

4 党内の選挙権及び被選挙権

(1) 共産党の規約によれば、党大会・都道府県組織の党会議・地区組織・支部の代議員のほか、各組織の指導機関である中央委員会・都道府県委員会・地区委員会の委員、さらには、中央委員会幹部委員、幹部会委員長、幹部会委員長、幹部会副委員長、書記局長、中央委員会議長、都道府県委員会委員長、

同副委員長、同書記長、同常任委員会、地区委員会委員長、同副委員長、同常任委員会等といった機関が定められています。当然のことながら、これらの役職や機関は、党员でなければ立候補することはできません。党员たる地位には、これらの役職や機関に立候補するという意味での被選挙権が含まれています。

(2) また、規約によれば、党员は、「支部の最高機関」である支部の総会（39条柱書第1文）で議案を承認する権利を有しています（14条第1文括弧書）。さらに、支部の党会議を構成する支部の代議員を選出するのは、支部の総会ですから、支部の代議員の選挙権も有しています。それ以外にも、地区党会議の代議員を総会で選出する場合には、その選挙権を有しているともいえますし、それ以外の機関についても間接的に選挙権を有しているといえます。

(3) 共産党は、規律違反の処分として、警告、機関からの除名、罷免と並んで「権利（部分または全面）停止」を定めています（党規約49条第2文）。このこと自体、共産党自身が、党员に被選挙権、議案を承認する権利、選挙権を含む党员の「権利」があることを自白するものであるといえます。

5 施設利用権

他にも、共産党には、党本部のほか、各都道府県委員会、各地区委員会の施設が存在しています。党员は、自らが所属する各地区委員会、各都道府県委員会のほか、党本部の施設に立ち入りができ、これらを利用する権利を有するといえます。

6 法律上の権利

(1) 共産党の党员たる地位は、こうした規約に基づく契約上の権利義務にとどまりません。なぜなら、我が国の法律は、「政党」を単なる「政治団体」と明確に区別したうえで、「選挙制度を政策本位、政党本位とする」目的で、小選挙区比例代表並立制が導入されているからです（最大判平成11年1

1月10日民集53巻8号1704頁)。

- (2) すなわち、政治資金規正法と政党助成法は「政党」をそれぞれ定義し、公職選挙法も「候補者届出政党」、「衆議院名簿届出政党」、「参議院名簿届出政党」という定義を設けています。少なくとも、近年の国政選挙を念頭に置く限り、共産党が、これらの「政党」等の要件に該当することは明らかです。
- (3) とりわけ、公職選挙法は、公職の候補者が一定の要件を満たした候補者届出政党に「所属する者」については、候補者届出政党による独自の選挙運動を認めています。また、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の候補者となれるのは、一定の要件を満たした衆議院名簿届出政党に「所属する者」に限られています。つまり、政党に「所属する者」であることは、それ自体が法律上の地位に該当するのです。
- (4) それ以外にも、党员には、こうした公職選挙法に組み込まれている政党に党员として参加することで、政党内部の意思形成に参加することを通じて、国政に参加する権利があるということも忘れてはなりません。政党に「所属する者」から誰を国政選挙の候補者とするかを決定することは、「憲法15条1項が保障する「公務員」の選定罷免権の行使であるといえます。また、党内で意見をすることも、憲法21条1項の保障する政治的表現の自由として保障された憲法上の権利の一つです。

7 党员たる地位は法律上の権利である

- (1) 団体内部の紛争に関する重要判例は、花柳流花柳会訴訟というものがあります(第一審は甲23、控訴審は甲13、上告審は甲14、判例解説は甲24である。)。原告は、日本舞踊の最大流派である花柳流の専門部名取として活動していました。しかし、原告は、花柳流の当時の家元により、名取から除名する旨の処分を受けました。そのため、原告は、家元に対して名取の地位にあることの確認等を求め、裁判を提起しました。
- (2) 控訴審である東京高裁は、「花柳流の名取の地位を基礎とする権利」が、

「著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利」や「花柳会の総会における議決権を伴う会員資格」という各々の権利の「基盤」であることを理由に、「単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきもの」であると判断しました。この判断は、最高裁も維持しています。

- (3) これまで述べてきた党员であることにより生じる権利が法的利益である以上、松竹さんは、共産党に対して、党費支払い義務の確認訴訟、被告内における個々の選挙権及び被選挙権の確認訴訟、被告の施設利用権の確認訴訟、衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員の選挙に立候補する権利の確認訴訟といった個別の訴訟を提起することができます。とりわけ、単なる金銭債務の確認である党費支払い義務の確認訴訟が法律上の争訟ではないということはありません。
- (4) これまでの最高裁は、確認の利益の有無については「紛争解決機能」を重視して判断していました（最3小判昭和47年2月15日民集26巻1号30頁。甲25）。あえて党员たる地位から生ずべき個別的法律関係に還元するのではなく、その「基盤」となる党员たる地位の存否を判断することこそが、「確認訴訟のもつ紛争解決機能」が果たされるといえるでしょう。
- (5) したがって、共産党员たる地位は、法律上の地位として、司法審査の対象になることは明らかです。

8 被告の答弁拒否は許されない

ところが、共産党は、「部分社会」論という古びた法理を盾にして、2024年9月2日、第2回口頭弁論期日において裁判長から釈明があったにもかかわらず、同年11月14日の第3回口頭弁論期日では回答をしませんでした。ようやく、本年1月31日付けの準備書面（2）で、本件除名処分が処分要件を満たすか否かの反論をしましたが、松竹さんのどういった事実が、規約のどの要件に該当し、松竹さんの除名処分がなされたのかという肝心な部分

を一向に明らかにしません。本件除名処分の主張・立証責任を負っているのは、被告である共産党です。こうした裁判のルールを無視した共産党の答弁拒否は、許されるものではありません。

この裁判が始まり、もうすぐ1年が経過しようとしています。こうした共産党による答弁拒否が続くのであれば、私たちとしては、裁判所に対して、共産党の主張を擬制自白として扱い、原告の請求を直ちに認容することを求めざるを得ません。

以 上